

【エクアドル内政・外交：2014年6月】

1. 内政

(1) 憲法改正へ向けた動き

19日、与党APは、大統領選挙などの三選禁止規定の改正を含む17の条項につき憲法改正案を憲法裁判所に提出した。なお、与党APは同改正を、国民投票を要する憲法改正（Reforma）ではなく国会の2/3以上の議決で行われる修正（Enmienda）として実施する意向であるが、憲法裁判所が最終的な判断を行うことになる。

ア 主な改正点

(ア) 第103条

大統領は国民の発議によって提出された法案に対し、修正ないし拒否権を発動することができる。

(イ) 第104条

地方政府（GAD）は地方政治レベルのテーマにつき国民投票を発議することができる。

(ウ) 第114条、第144条、第182条

選挙によって選出される公職及び最高裁判所裁判官の三選禁止規定を撤廃する（現行は1回に限り再選可能）。

(エ) 第142条

大統領選挙の被選挙権を現行の35歳から32歳に引き下げる。

(オ) 第158条

軍は「国家の総合的安全」のため、国家警察に対する支援を行う。

(カ) 第264条

地方政府はインフラ、保健、教育に関し管轄権をもたない。

イ 今回の憲法改正案に対し、トレス議員（野党PSC）は、「与党APは、多くの修正事項を挙げることによって「大統領の三選禁止規定の撤廃」による大統領への権限集中という主目的から国民の目を欺こうとしている」と述べている。

(2) 観光大臣の交代

ア 30日、コレア大統領は、サンドラ・ナランホ女史を新たな観光大臣に任命した。

イ ナランホ観光大臣は、アンバト出身でキト・サンフランシスコ大学在学中

に、同大学で教鞭を執っていたコリア大統領の教えを受け、卒業後大統領府に調整官として勤務。その後、奨学金を得て米国ハーバード大学へ留学し行政学修士を取得。帰国後、FLACSOにおいて政策立案およびプロジェクト評価に関する研究を行い学位を取得しているということである。

ウ 3月10日、アルバラード前観光大臣が国家行政庁長官に任命された後、後任は任命されず同長官が観光大臣を兼務していた。

2. 外交

(1)コリア大統領のエルサルバドル訪問

1日、コリア大統領は、サンチェス・セレン・エルサルバドル大統領の就任式に出席するため、パティーニョ外務大臣とともにエルサルバドルを訪問した。

(2)コリア大統領のボリビア訪問

14日から15日、G77+中国首脳会合に出席するためコリア大統領は、ボリビアを訪問した。